

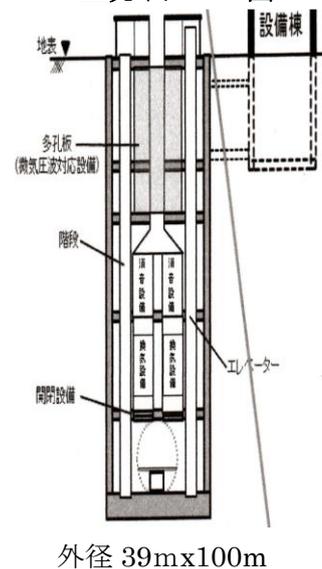
交通渋滞・大気汚染、騒音・振動、地盤沈下、地価下落など  
**住民の不安・危惧が解決されないままの  
工事着工は許されない！**

**リニアの会がJR東海へ申入れ、川崎市議会には陳情を提出！**

## 東百合丘非常口の位置



## 立坑イメージ図



## ■東百合丘立坑工事説明会（1月14日/18日,長沢小学校）は住民の不安危惧にまともに応えず

長沢小学校で開かれた両日の工事説明会では、参加者から工事車両の運行による交通渋滞や大気汚染、工事中の振動や騒音、地下水脈の変化による地盤沈下、大深度トンネルによる地価下落などの不安や危惧、住民の生活環境悪化に対する対策や補償など多くの意見が出ましたが、事業者のJR東海からは具体的な回答はなく、従来からの抽象的な説明に終始しました。

また、工事前のJRの説明・約束を担保するために、工事協定・確認書を住民側と締結すべきとの参加者からの要望も拒否しました。

JR東海は、この説明会をもって、住民に説明し理解されたとして2月にも工事着工を行う予定です。このため、JR東海に対して、説明会で出された住民からの意見、要望を真剣に受け止め具体的な対策を行うよう2月1日に申し入れ書を送付しました。また、2月13日、川崎市議会に対して、市民の立場からJR東海に働きかけるよう陳情書を提出します。

## JR東海への申し入れ書 要旨(2017年2月1日)

この立坑は世界でも日本でも前例がないと思われる直径約 39m深さ 100mのとてつもない巨大なもので、しかもそれを住宅街で行なうことは異常というほかはない。それだけに工事が始まれば様々な問題が予想される。立坑・トンネル工事は 10 数年間住民の平穏な日常生活を奪うことになる。住民と工事協定を結ぶことは施主として最低限の義務である。下記の義務を果たすことを求める。

### 1. <残土処分>

着工直前で膨大な残土の処分先が半分しか決まっていない。全ての処分先が決まらなければ残土はそのまま放置されかねない。着工を延期すべきである。

### 2. <土壌汚染>

合成ゴム跡地なので豊洲のように土壌汚染が心配される。調査しその結果及び対策を市、及び住民に報告すべきである。

### 3.<地盤沈下>

地層構造や地下水脈がどうなっているのか、調査すること。巨大立坑工事で土圧変化や地下水脈変化などで地下水噴出や流れが変わるなどにより、福岡であつたように地盤沈下が住宅地で起こる可能性も出てくる。福岡では陥没地から 100m 離れた所でも沈下が発生した。十分な調査と対策を市と住民に報告すること。

### 4.<家屋調査>

北側住宅の前方は約 12m 切り下げるので崖地(法面)になる。又マンションを含む周りの住宅地も立坑掘削に伴う長期にわたる振動と、土圧、水脈変化で住宅地の地盤沈下、傾くなどが心配される。家屋調査を現計画より広範囲にわたり丁寧に行うこと。必要な場合、JR は騒音計、振動計を各戸に貸与し、住民が工事の影響をモニターできるようにすること。影響・被害が出た場合は、工事を中止し、対策を講じること。

### 5.<交通渋滞>

工事ヤード前の尻手黒川道路はごみ焼却場、ヨネッティ、スーパー、老人施設、幼・保育園、大学、病院があり慢性的な交通渋滞。そこへ 1 分間に 1 台もダンプカーなどが往来すれば渋滞は深刻。一般車両が迂回し住宅・通学道路へ進入することになりかねない。交通事故や車排気ガスによる汚染の増大は避けられない。特に住宅地であり保育園、幼稚園、老人施設も多い中で喘息発症の危険度が高くなる。

排気ガスによる喘息の原因である PM2.5 や二酸化窒素を常時監視・記録する器機を少なくとも尻手黒川線道路側に 2ヶ所、住宅側に 2ヶ所設置すること。

### 6.<大深度工事>

大深度トンネル工事が始まれば周辺の住宅地価は下がる可能性が高く、住民は財産権の侵害を受けることになる。この場合、当然貴社の責任において補償すべきである。

### 7.<工事協定書>

上記、主な問題点について、JR東海は住民及び川崎市と工事協定書または確認書を結ぶことを求める。

### 最後に

貴社は施主として住民の苦しみを理解し、その苦しみを取り除き、様々な損害を補償する責任と義務を負っている。これなしにどんな説明をしても住民の理解は得られない。住民・市との協議のテーブルにつき工事協定を結ぶことを重ねて申し入れるものである。これなしに工事の強行は許されない。